

本会議 個人所有のパソコン等の持込みについて

現状の取扱い

- ・ 通信機器の持込みについては、議会運営に関する申し合わせに規定しており、個人所有のパソコン等は、委員会及び協議等の場のみ持込み可能としている。

議会運営に関する申し合わせ(抜粋)

17 通信機器の持込み

- (1) 本会議、委員会及び協議等の場において、携帯電話、スマートフォンは、持ち込まない。
- (2) 議員及び職員による本会議、委員会及び協議等の場への持込みが可能な通信機器は、次の表のとおりとし、その他会議出席者による持込みについては、その都度協議する。

会議	使用者	持込みが可能な通信機器
本会議	議員 職員	公用のタブレット
委員会 協議等の場	議員	公用のタブレット 個人所有のパソコン、タブレット等(1台まで)
	職員	公用のパソコン及びタブレット

18 本会議・委員会等におけるパソコン等の遵守事項等

- (1) 使用範囲は、次のとおりとする。
 - ア メモ等の記録
 - イ 当該会議資料等、事前に取り込んだデータの閲覧
 - ウ 当該会議に必要な情報収集のための検索
- (2) 使用にあたっては、以下の行為は行わないこと。
 - ア 操作音・音声等を発生させる行為
 - イ 通話、メール、SNSへの投稿等
 - ウ 写真、動画の撮影
 - エ 音声の録音
 - オ 当該会議と関係のないアプリケーションの利用
 - カ その他議長、委員長等が当該会議の運営に支障を来すと判断した行為
- (3) その他

議長、委員長等は、以上のルールが遵守されない場合、使用の停止を命じることができる。